

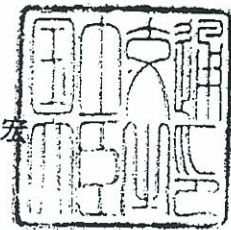
認 定 書

国 住 指 第 7 2 4 号
平成 25 年 11 月 20 日



ニチハ株式会社
代表取締役社長 山中 龍夫 様

国土交通大臣 太田 昭宏



下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第 68 条の 26 第 1 項(同法第 88 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき、施行令第 46 条第 4 項表 1 (八) の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
FRM-0458
2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称
厚 9mm 両面アクリル系樹脂塗装パルプ・けい酸質混入セメント板/くぎ N65 又は
NZ65/外周部@75mm、中通り部@200mm/大壁仕様/木造軸組耐力壁
3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容
4.4 の倍率を有する軸組と同等以上の耐力を有する軸組
別添の通り

(注意) この認定書は、大切に保存しておいてください。



素晴らしい人間環境づくり

ニチハ株式会社

管理番号 NICHHA・F-



1. 構造方法等の名称

厚9mm両面アクリル系樹脂塗装パルプ・けい酸質混入セメント板/くぎN65又はNZ65/外周部@75mm、中通り部@200mm/大壁仕様/木造軸組耐力壁

2. 構造の概要

(1) 面材の概要

1) 面材の名称

厚9mm両面アクリル系樹脂塗装パルプ・けい酸質混入セメント板(以下、「面材」という。)

2) 面材

面材の性能基準値は表1による。

表1 面材の性能基準値

項目	性能基準値	試験法規格
かさ密度	0.95(±0.08)	JIS A 5404:2007
含水率	7.0%(±6.0)	
曲げ破壊荷重	600N 以上	JIS A 5422:2008
耐衝撃性	貫通する亀裂が生じない	
塗膜の密着性	塗膜のはく離面積 5%以下	
耐凍結融解性	表面のはく離面積率が 2%以下で、著しい層間 はく離がなく、かつ、厚さ変化率 10%以下	
透水性	減水高さ 10mm 以下	
吸水によるそり	3mm 以下	

3) 面材の構成材料

面材の構成材料は表2による。

表2 面材の構成材料

構成材料	構成割合(重量%)
けい酸質(スラグ、フライアッシュ)	37.0±5.0
セメント	27.0±5.0
パルプ	13.0±2.0
バーライト	12.0±3.0
製品端材	11.0±2.0

4) 面材の塗装

面材の表裏面はアクリル樹脂系塗料で塗装(固形量:表面 50±15g/m²、裏面 30±5g/m²)する。

5) 面材の寸法と許容差

面材の寸法と許容差は表3による。

表3 面材の寸法と許容差

厚さ (mm)	幅 (mm)	長さ (mm)	許容差(mm)		
			厚さ	幅	長さ
9.0	910	2,420	±1.0	+0 -1.0	±1.5
		2,730			
		2,880			
		3,030			

6) 面材のくぎ打ち方法等の表示

面材にはくぎの種類、くぎ間隔及びくぎ打ちライン(長さ方向)等を印字する。

(2) 軸組材等の仕様(面材を除く)

- 1) 柱、土台、梁、胴差及び桁の断面寸法は $105 \times 105\text{mm}$ 以上とする。
- 2) 間柱の断面寸法は見付幅 $30 \times$ 奥行き 105mm 以上とする。

(3) 接合具の仕様

面材の留め付けに用いるくぎは、鉄丸くぎN65又はめっき鉄丸くぎNZ65(JIS A 5508:2009)とする。

(4) その他の仕様

特になし。

3. 耐力壁の適用範囲

(1) 当該耐力壁の適用範囲は、建築基準法施行令第40条～第49条(ただし、第48条を除く。)に準拠した木造軸組とする。

(2) 当該耐力壁を建築基準法施行令第46条第4項表1に掲げる壁若しくは筋かいと併用する場合は、5を限度としてそれぞれの倍率を加算できるものとする。

(3) 当該耐力壁は、防水紙その他これに類するもので有効に防水されている部分で使用するものとする。

4. 耐力壁の施工仕様の概要

(1) 軸組材等

- 1) 柱の間隔は 910mm (芯々寸法)とし、柱と間柱の間隔は 455mm (芯々寸法)とする。
- 2) 上部横架材と下部横架材の内法寸法は 2315mm 以上 2880mm 以下とする。
- 3) 間柱の取り付けは、上部は大入れの上くぎN75(JIS A 5508:2009)を2本斜め打ち又はほぞ差しとし、下部は突き付け又は大入れの上くぎN75を2本斜め打ちとする。

(2) 面材の留め付け(図1参照)

- 1) 面材の留め付けにはくぎN65又はNZ65を用い、外周部 75mm (P)以下、中通り部 200mm (Q)以下の間隔で柱、土台、梁、間柱に打ちつける。
- 2) くぎの縁端距離(H1、H2、L1、L2)は 25mm ($\pm 3\text{mm}$)とする。
- 3) 面材の外周部及び中通り部のくぎ打ち本数は、面材の長手方向及び短手方向の辺長(H、L)から縁端距離(H1+H2、L1+L2)を減じた長さ(H-(H1+H2)、L-(L1+L2))を算出し、その長さを各部のくぎ間隔(P、Q)で除する。外周部のくぎ本数はその値の小数第一位以下を切り上げて1を加えた値とし、中通り部のくぎ本数はその値の小数第一位以下を切り上げて1を減じた値とする。なお、面材四隅のくぎは長手・短手両方向のくぎ本数として数えることとし、中通り部と外周部のくぎを結ぶ直線上のくぎは、中通り部のくぎ本数として数えないものとする。
- 4) 面材のかかり代は、柱、梁、胴差及び桁に 50mm 以上とする。
- 5) くぎ打ちは、面材に表示されたくぎ打ちラインに従って行い、表示のない位置は施工時にマーキング等により表示した後にくぎ打ちする。

(3) その他の施工仕様

特になし。

(4) 施工図

施工図詳細は、図2に示す。

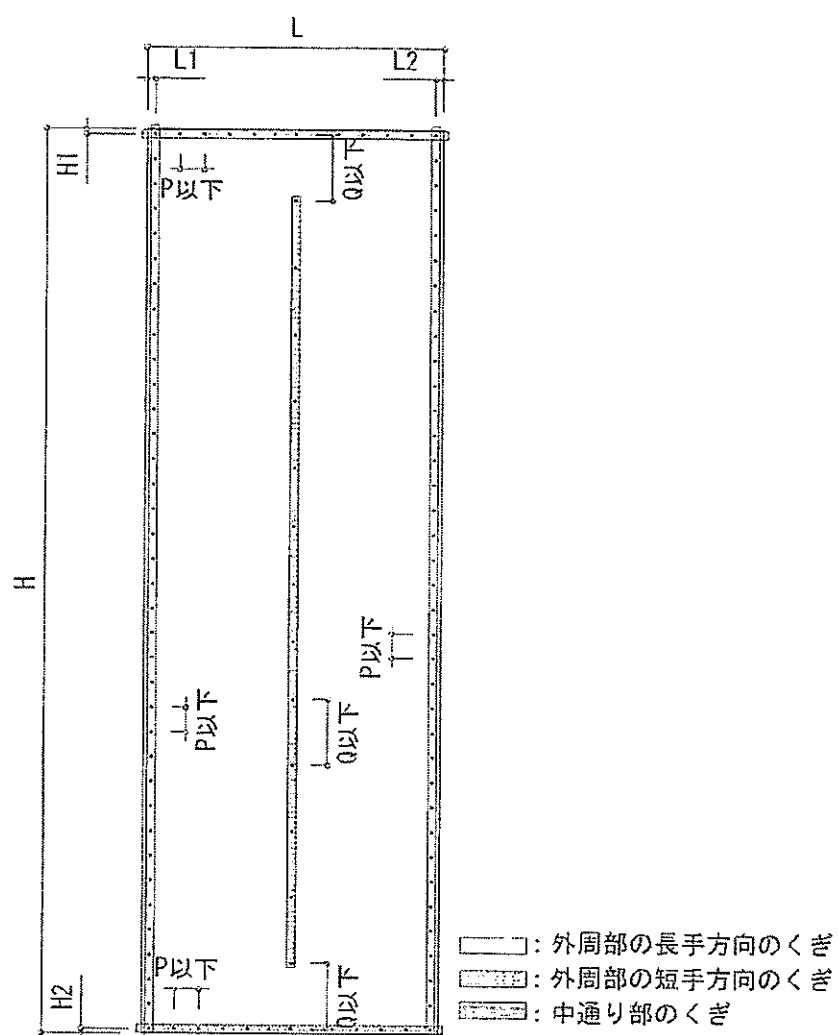


図1 面材各部のくぎ打ち位置 (mm)

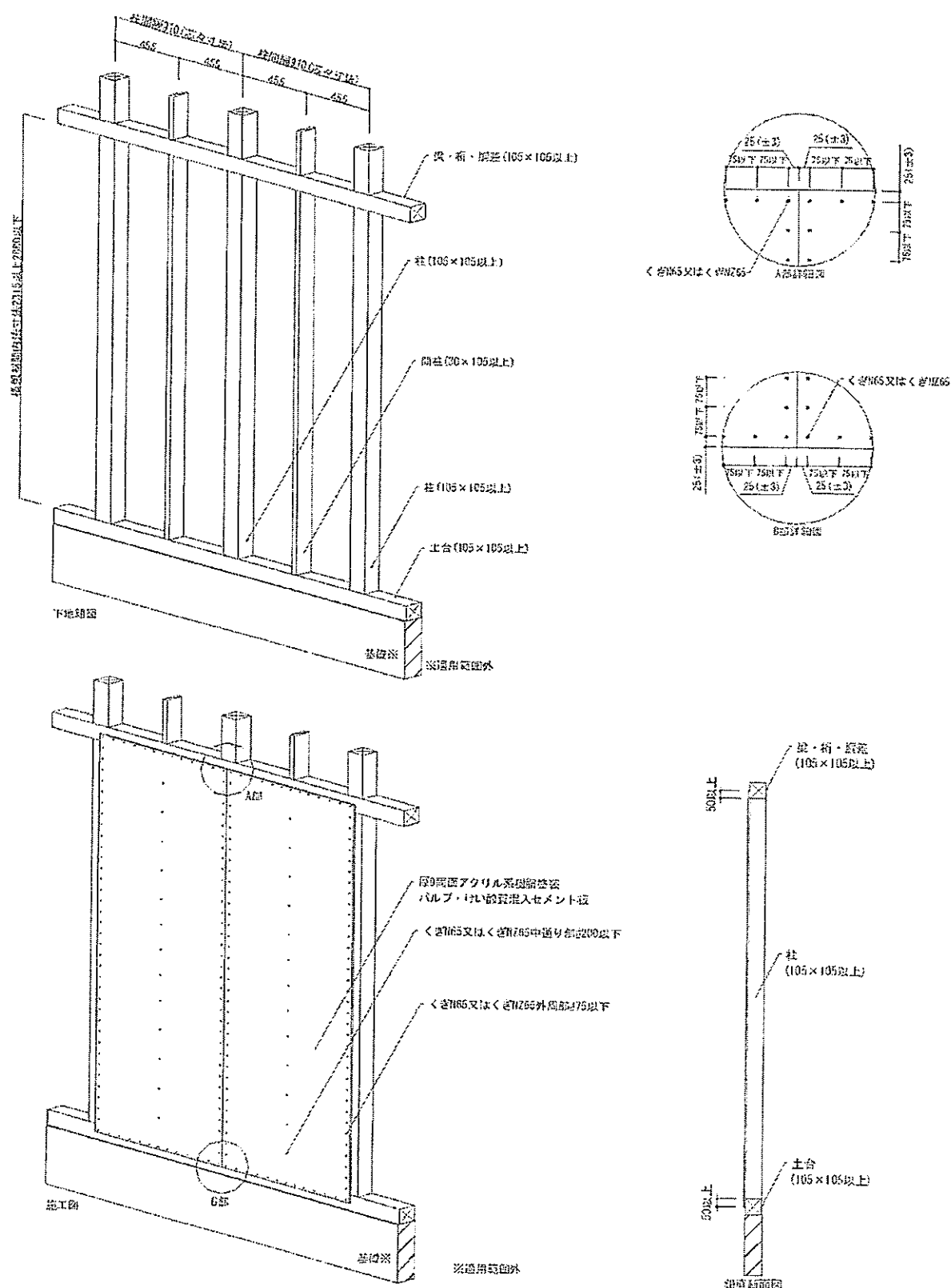


図2 施工図詳細 (mm)